

名古屋市上下水道局下水道用資材の製作者登録要領
(マンホールふた)

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市上下水道局土木工事用資材の製作者登録要綱(平成18年9月8日制定。以下「要綱」という。)に基づき、下水道用資材(マンホールふたに限る。以下同じ。)の製作者登録を行うにあたっての要件及び手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 申請者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会(以下「下水道協会」という。)から下水道用資器材製造工場認定書の交付を受けていること。
- (2) 下水道協会から下水道用鋳鉄製ふたの認定工場の認定を受けた工場を有すること。
- (3) 製作する指定品目の材質及び構造等が別に定めるマンホールふた製作仕様書に適合すること。

(提出書類)

第3条 申請者は、次に掲げる書類を登録申請書に添付しなければならない。

- (1) 会社概要
- (2) 下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- (3) 工場内設備配置図
- (4) 品質管理体制表
- (5) 社内作業標準図・検査体制表
- (6) 登録申請製品の製品検査成績書(資料1)
- (7) 製品仕様書及び関係図書
- (8) 製造実績及び納入実績等
- (9) その他当局が指示する書類

2 製作工程の一部委託又は部品購入を行う場合は、提携先との契約関係、品

質管理等が確認できる書類を提出するものとする。

- 3 申請者は、前2項に掲げる書類以外に、下水道協会へ提出する自主検査結果〔合格〕報告書（資料2）の写し並びに下水道協会より発行される自主検査・検査証明書（資料3）及び自主検査結果〔合格〕報告書（資料4）の写しを、発行後速やかに提出しなければならない。

（提出先等）

第4条 申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の提出先等は、次表のとおりとする。

提出先	名古屋市昭和区福江二丁目9番30 名古屋市上下水道局計画部技術管理課
提出方法	持参又は郵送
提出部数	1部（日本産業規格A4のファイル）
その他	登録等の通知の受け取りについて郵送を希望する者は、申請書類の提出の際、郵送先の住所及び氏名を記載し返送に必要な郵便料金相当額の切手を貼付した定形郵便物の返信用封筒を合わせて提出すること。

（製品検査）

第5条 局長は、登録申請のあった製品について、申請者に製品検査を行わせるものとする。

- 2 製品検査は、マンホールふた製作仕様書に基づき、当局の指定する場所において行う。

（登録の有効期間）

第6条 製作者登録の有効期間は、原則として、製作者登録の日から3年を経過した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の末日までとする。

- 2 有効期限の満了後においても引き続き製作者登録を受けようとする者は、有効期間が満了する前に再度登録申請をしなければならない。ただし、この

場合、製品検査を行わないことができる。

(庶務)

第7条 この要領に関する事務は、技術本部計画部技術管理課において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年9月8日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に人孔用鉄ふたの製作者登録を受けている者は、第2条の登録申請要件に適合する製作者とみなす。

ただし、製造工場に変更があった場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この要領は、平成20年3月18日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に指定品目「人孔鉄ふた（一般型人孔用鉄ふた）」に係る製作者登録を受けている者は、施行日以後においても引き続き指定品目「マンホールふた（一般型）」に係る製作者登録を受けている者とみなす。
- 3 この要領の施行の際、現に指定品目「人孔鉄ふた（一般型人孔用鉄ふた）」に係る製作者登録を受けている者は、改正後のこの要領第2条の登録申請要件に適合する者とみなす。この場合においては、改正後のこの要領第4条第1項に規定する書類のうち、その一部の提出を要しないものとすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、現に同項に規定する者と製造工場との間で締結されている契約が解除された場合については、この限りでない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。